

実施要領

1 目的

「公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業(以下「本事業」という。)」に係る契約の相手方となる事業者(以下「受注者」という。)の選定にあたり、公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施方法や参加方法等の必要事項を定める。

2 事業概要

篠栗町(以下「本町」という。)の「2050 年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、公共施設への太陽光発電設備等の導入は急務となっている。本事業により、公共施設等がもつ太陽光発電設備の導入ポテンシャルを把握し、導入事業への資料とする。また、地域新電力会社を設立するための、資料としても活用する。また、太陽光発電設備の導入は PPA 方式にて行う。

- ① 事業名称 公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業
- ② 事業内容 別途仕様書のとおり
- ③ 事業期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- ④ 特記事項 ○契約書、仕様書及び実施要領(以下「本要領」という。)に記載が無い内容に関しては、契約締結時に本町及び受注者が協議の上、決定する。

3 見積上限額

9,172,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

評価項目及び配点表は別紙のとおりとする。

5 スケジュール

令和 8 年 9 月 25 日(金)	公募開始
令和 8 年 9 月 30 日(水) 13 時 00 分	質疑受付の締切
令和 8 年 10 月 1 日(木)	質疑に対する回答(ホームページ)
令和 8 年 10 月 5 日(月) 17 時 00 分	企画提案書等の提出締切
令和 8 年 10 月 7 日(水) 午前中	プレゼンテーション審査
令和 8 年 10 月 9 日(金)	プレゼンテーション審査の結果発表

6 参加資格

本プロポーザルに参加する者(以下「申込者」という。)は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- ② 本町から指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをしている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- ⑤ 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - (ア) 法人のすべての役員(以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (イ) 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ⑥ 事業内容に関して実績があり、なおかつ PPA 事業に実務的に関わったことがあること。

7 質疑・応答

① 提出方法 専用フォーム(WEB) ホームページに掲載

※提出後は、電話を用いて提出先で受領できているかを確認することを推奨する。

※仕様書 6 委託事業内容や契約内容等の質疑は、電話又は口頭では受付しない。

※その他(公告、仕様書、実施要領及び各様式に関する事務的な質問)の質疑に関しては電話のみ受付する。

② 提出期限

令和 8 年 9 月 30 日(水) 13 時 00 分(必着)

※必着とは本町が専用フォームを受信した日時をさす。

※受信確認の電話に関しては、提出期限を過ぎても良いが、未受信の場合の期限後の再提出は認めない。

③ 回答方法

令和 8 年 10 月 1 日(木)までに本町ホームページに随時掲載する。

※質問者への個別回答及び回答案内は行わない。

※複数者からの回答をまとめて掲載するため、申込者は質疑書を保管すること。

なお、該当箇所の連絡は行わない。

8 参加申込の手続き

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データ(PDF 又は Word)で提出すること。

(ア)企画提案書等

※本町が必要と認める場合には、その他の資料を追加で求めることがある。

② 提出方法

提出先に電子メールにて提出すること。

※送信後は、電話を用いて提出先で受信できているかを確認することを推奨する。

※本事業の性質を鑑みペーパーレスを実行するため、電子メールでのみ提出すること。

③ 期限

令和 8 年 10 月 5 日(月) 17 時 00 分(必着)

※必着とは本町がメールを受信した日時をさす。

※受信確認の電話に関しては、提出期限を過ぎても良いが、未受信の場合の期限後の再提出は認めない。

④ 提出先

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室 担当:松田、松熊、相場

メール:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

電話番号:092-405-0583 (内線:262)

9 企画提案書作成方法

本プロポーザルへの参加者は、次のとおり書類を作成すること。

- 企画提案書表紙
- 企画提案書

- 価格見積書(消費税額、消費税抜額、総額(消費税込額))を記載すること
- ※3 点の書類を合わせて企画提案書等とする。
- ※企画提案書等の提出書類について、様式は任意とする。
- ※企画提案書の内容は仕様書内に記載する各事業(仕様書 6 委託事業内容)につき 1 案とする。

10 審査方法

① 審査

- 本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに対して、篠栗町プロポーザル等審査委員会が審査を行う。
- プレゼンテーションは、企画提案書等を本町に提出された順に行う。
- 提案の評価基準及び項目は、技術点と価格点に分けてそれぞれ評価し、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を受注者とする。
- 審査項目及び配点に関しては別紙にて確認すること。

② プレゼンテーション及びヒアリング

I. 日 付 令和 8 年 10 月 7 日(水) 午前中

II. 開催方法 後日連絡

III. 所要時間 1 者について 20 分以内

※詳細に関しては、申込者に対して、個別で連絡を行う。

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに行うこととし、企画提案書等から大きな変更や提出された企画提案書等の差し替え等は認めない。

③ 提出書類

資格確認証(下記に該当する書類)

- 法人を特定する書類(事項証明書(現在、履歴どちらでも可)等)
- 国税(法人税及び消費税)、県税(法人事業税)、市町村税に未納税額がないことの証明書
 - ※ いずれも特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時に滞納がないことを証する証明書
 - ※ 篠栗町競争入札参加資格者名簿(令和 6・7・8 年度)に登録されている企業は不要とする。

11 審査結果

- ① 通知方法 審査を受けたすべての者に対して文書(電子メール)にて通知する
- ② 通知日 令和 8 年 10 月 9 日(金)

12 契約

受注者の決定後は、本町との協議により速やかに契約を締結する。ただし、契約締結を行う前の注意事項は以下とする。

- ① 公開している公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業契約書案に基づくものとする。
- ② 契約締結前に契約保証金を納付すること。

※契約保証金について篠栗町財務規則第 119 条、第 120 条及び第 121 条を確認すること。

13 提出書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書等の差し替え、追加及び削除は認めない。
- ② 提出された書類のすべては、返却しない。
- ③ 提出された書類のすべては、提出者に無断で、本プロポーザルの審査以外に利用しない。

14 情報公開及び提供

本町は申込者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例(平成13年条例第23号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

① 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本通貨に限る。

② 費用負担

- 書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて申込者の負担とする。
- 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。

③ 参加辞退の場合

企画提案書等提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を問合せ先まで通知すること。なお、様式は任意とする。

④ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(ア)参加資格要件を満たしていない場合

(イ)提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ)本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(エ)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(オ)提出された価格見積書の金額が 3 見積上限額を超過した場合

⑤ 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

ただし、受注者が作成した企画提案書等の書類については、本町が必要と認める場合には、町は、受注者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう)することができるものとする。

⑥ その他

申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目 1 番 1 号

篠栗町役場 都市整備課 ゼロカーボンシティ準備室 担当:松田、松熊、相場

TEL:092-405-0583 アドレス:zero-carbon@town.sasaguri.lg.jp

公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業
プロポーザルにおける審査項目

評価項目	評価の内容	配点
①会社概要及び導入実績	経営母体の財務の健全性、安定性、組織等が十分であるか。	10
	類似の事業の受注実績等があるか。	
②実施体制	事業を実施する上で十分な体制であるか。	10
	事業を円滑かつ効果的に実施できるか。	
③企画内容	事業の目的を踏まえ、町の今後の脱炭素政策を見越した提案となっているか。	75
	地域の状況(経済、エネルギー状況等)を踏まえた提案となっているか。	
	事業完遂のために、調査方法等に工夫があるか。	
	太陽光発電設備導入における PPA 事業を行った実績があるか。または、その他方法で導入した実績があるか。	
	福岡県補助事業「脱炭素地域づくり推進事業」の内容に配慮した提案となっているか。	
	篠栗町が目指す目標「カーボンニュートラル」「レジリエンスの強化」「地域経済循環」に対して、独自の取り組み実績、又は官公庁と連携した取り組み実績があるか。	
④価格	事業に係る経費や請求金額は適正であるか。	5
合計		100

○評価の方法

- 1 評価は、公共施設における太陽光発電導入に向けた調査事業プロポーザル審査委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについての定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行う。
- 2 審査委員 1 名あたり 100 点とし、人数は 5 名とする。各審査委員の点数の総和により申込者の評価点数を決定する。
- 3 下記の要件のどちらかに該当する場合は失格とする。
 - (1) 総評価点数が 300 点未満の場合
 - (2) 評価点数内に審査委員 1 名あたりの点数が 30 点未満の者がいる場合
- 4 失格者を除く申込者の中で、最も高い点数の者を受託候補者とする。
- 5 点数が同点となった場合は、次の順によって決定する。
 - (1) 評価項目「③企画内容」の点数が大なる者
 - (2) 評価項目「①会社概要及び導入実績」と「②実施体制」の合計が大なる者
 - (3) 見積金額が低い者
- 6 申込者が全て失格の場合は、受注者の決定を行わない。